

# 給与支払報告に係る給与所得者異動届出書

1. 現年度		2. 新年度		3. 両年度	
※処理事項					
特別徴収義務者 指 定 番 号					
宛 名 番 号					
連絡先の氏名及び 所属課、係名並び に電話番号	課・係				
	氏名				
	電話	(内線 )			
異 動 の 事 由		異動後の未徴収 税 額 の 徴 収		退職した年の1月 から退職時までの 給与支払額	
1. 退職 2. 転勤 3. 合併 4. 休職 5. 長期欠勤 6. 死亡 7. 会社解散 8. 住所誤報 9. その他 (特別徴収不可)		1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 (1月以降は必須) 3. 普通徴収 (理由)		円 円 円	

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

年 月 日 提出  墨田区長あて  給与支払者 (特別徴収義務者)	住所(居所) 又は所在地	〒												
	フリガナ													
	氏名又は名称													
	代表者の 職氏名印	Ⓢ												
個人番号 又は法人番号														
給 与 所 得 者											(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日
フリガナ	生 年 月 日										円			
氏 名	昭和・平成 年 月 日										円	月から	月から	..
個人番号													月から	月から
1月1日 現在の住所												円	円	
給与の支払を受け なくなった後の住所														
受給者番号 (整理番号)	電 話 番 号 (把握している場合)													

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記入してください。

一 括 徴 収 の 理 由		徴 収 予 定			相 続 人 の 氏 名 等		
1. 異動が 年 12 月 31 日 までで、申出があったため ( 月 日申出)		徴収予定 月 日	徴収予定額	徴収予定額合計 (上記(ウ)と同額)	氏名	続柄	
2. 異動が 年 1 月 1 日 以後で、特別徴収の継続の希望がないため			円	円	住所		
異 動 者 印		一括徴収した税額は、 月分で納入します。			電話		
		( 年 月 日 納期限分)					

※「9. その他(特別徴収不可)」を選択された場合は、次のいずれかの理由を必ず選択してください。

2 (普C)	給与が少なく税額が引けない (例：年間の給与支給額が100万円以下)
3 (普D)	給与の支払が不定期 (例：給与の支払が毎月でない)
4 (普E)	事業専従者 (個人事業主のみ対象)

◎転勤(転職)等による特別徴収届出書

新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号 (※新規事業所の場合は記入不要です。)		連絡先の 氏名及び 所属課、 係名並び に電話番 号	課・係	新しい勤務先では		※区記入欄	
新しい勤務先の住所 (居所)又は所在地	〒		氏名	月割額 円を		異動内容入力	
フリガナ	個人番号又は法人番号		電話	月分から徴収し、納入します。		異動区分	異動事由
氏名又は名称			(内線 )	新規の場合は、いずれかを○で囲んでください。		済み月	済み期
代表者の職氏名印	Ⓢ	受給者番号	納入書 要 ・ 不要		開始月	開始期	

【提出先】 〒130-8648 墨田区吾妻橋一丁目23番20号 墨田区役所区民部税務課課税係

御注意  
1 転勤、再就職等により異動後の勤務先との関係が不明な場合は、前職の勤務先へお問い合わせください。  
2 1月1日から勤務先で勤務する場合は、前職の勤務先へお問い合わせください。  
3 1月1日から勤務先で勤務する場合は、前職の勤務先へお問い合わせください。  
4 1月1日から勤務先で勤務する場合は、前職の勤務先へお問い合わせください。  
5 1月1日から勤務先で勤務する場合は、前職の勤務先へお問い合わせください。  
6 1月1日から勤務先で勤務する場合は、前職の勤務先へお問い合わせください。  
7 1月1日から勤務先で勤務する場合は、前職の勤務先へお問い合わせください。  
8 1月1日から勤務先で勤務する場合は、前職の勤務先へお問い合わせください。  
9 1月1日から勤務先で勤務する場合は、前職の勤務先へお問い合わせください。  
10 1月1日から勤務先で勤務する場合は、前職の勤務先へお問い合わせください。